

埼玉県企業局委託業務検査要綱

制定	昭和58年	8月	1日
改定	昭和60年	3月26日	
改定	平成16年	4月	1日
改定	平成31年	4月	1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県企業局が発注する委託業務（以下「委託業務」という。）の検査に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 検査員

埼玉県公営企業財務規程(昭和39年公営企業管理規程第5号)第119条第1項の規定により検査を行う職員として指定を受けた職員をいう。

(2) 完了検査

完了した業務について行う検査をいう。

(3) 実施済確認検査

定例的、定期的業務等の履行を確認する検査をいう。

(4) 決裁権者

埼玉県公営企業財務規程第119条第1項の規定により当該検査に係る支出負担行為についての決裁権者をいう。

(5) 発注課所場長

当該検査に係る支出負担行為を行う課所場の長をいう。

(検査員の指定)

第3条 決裁権者は、完了検査及び実施済確認検査を行うに当たっては、支出負担行為により検査員を指定するものとする。

2 検査員の変更等が生じた場合は、検査員指定書により検査員を指定するものとする。

(検査員の検査手続)

第4条 発注課所場長は、受託者から委託業務完了通知書の提出があったとき

又は委託業務実施済確認の申出があったときは、前条で指定を受けた検査員に委託業務の検査を行わせるものとする。

(契約に違反する場合の措置)

第5条 発注課所場長は、検査員が業務の検査の結果、契約条項に違反するものがあると認めるときは、直ちに、当該契約の相手方に対し、期日を指定して手直しを請求しなければならない。

2 検査員は、違反の事実が重大であると認めるものについては、手直し指示書(様式第2号)により発注課所場長に手直しを指示しなければならない。

3 発注課所場長は、検査員から手直し指示書を受領したときは、直ちに、当該契約の相手方に対し、期日を指定して手直しを請求しなければならない。

4 発注課所場長は、第2項による手直しが完了したときは、手直し報告書(様式第2号)により、検査員に報告しなければならない。

5 検査員は、前項の規定による手直しが完了した報告を受けたときは、当該手直し部分の検査を行わなければならない。ただし、検査員が軽易な手直しと認めたものであっては、この限りでない。

(検査結果の報告)

第6条 検査員は、業務の検査の結果について、当該業務を適正と認めるときは、委託業務検査調書(様式第3号)又は別に定める委託業務実施済の確認書により決裁権者に報告しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 埼玉県企業局業務委託検査要綱(昭和60年3月26日付け決裁)は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(検査要綱第5条関係)

様式第2号

<h3>委託業務手直し指示書</h3>			
平成 年 月 日			
(発注課所場長) あて			
検査員職氏名			印
下記委託業務の完了(実施済確認)検査の結果、次のとおり手直しを指示します。			
指示事項			
記			
委託業務の 名称		履行場所	
受注者 住所・氏名		手直し期限	平成 年 月 日
<h3>委託業務手直し報告書</h3>			
平成 年 月 日			
検査員職氏名		様	
		(課・所・場)長	
次のとおり平成 年 月 日手直しが完了したことを確認したので報告します。			
処置事項			

(検査要綱第6条関係)
様式第3号

委託業務検査調書

平成 年 月 日

検査員 職氏名 印

下記の委託業務について、委託契約書、設計図書及び仕様書類等に基づき完了検査をした結果次のとおりです。

検査年月日	平成 年 月 日	立会者	監督員	
			現場責任者 技術管理者 管理技術者	
検査結果				

記

区分	内 容				
委託業務の 名 称					
履行場所					
受注者 住所・氏名					
履行期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	委託金額 業務委託料	金	円	
完了年月日	平成 年 月 日				
備 考					